

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（8月8日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では241,811名（昨日から6,134名増。アルゼンチンにおける一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち4,523名の累計死者数、108,242名の累計治癒数が報告されています。
- なお、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、強制隔離及び強制距離措置（以下「強制隔離」と記載）（DNU 641/2020）は、8月16日（日）まで継続中です。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されています。
- 帰国のために空港へ向かわれる際には、地方ご滞在の方も含めて事前に大使館で証明書類の発給等の準備が必要になります。トラブルを避けるためにも、ご帰国を計画されている方は、事前に大使館に一報くださいますようお願いいたします。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では241,811名（昨日から6,134名増。アルゼンチンにおける一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち4,523名の累計死者数、108,242名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離関連

先週の新型コロナウイルス感染状況について政府が報告した数字によれば、ブエノスアイレス首都圏（AMB A）の感染者が全国に占める割合は、他の州での新たな感染の出現に伴い、減少を示しており、これまでは、AMB Aの感染者数の割合が90%を超える時期があったものの、今週には80.5%となっています。保健省関係者は、フイ州、サンタ・クルス州、ティエラ・デル・フエゴ州及びリオ・ネグロ州で感染拡大が特に懸念され、前2者については保健システムが緊張状態にあると述べています。

（2）新型コロナウイルスによる死亡者遺族への新たな給付金

政府は、本8日付の政令をもって、新型コロナウイルスで亡くなった者の家族の内、子供手当（AUH）受給者、妊娠している者及び失業者等の脆弱層を対象とする新しい給付金（15,000ペソ）を設けています。

3 ご帰国のために空港へ向かわれる皆様へ（注意事項）

（1）強制隔離下において、空港へ移動することは原則として認められておりませんが、母国に帰国する者等に対しては、例外として当国外務省の規定する証明の作成、携行等により移動が認められています。同令を遵守せずに移動することは、検問等により拘束、罰金等無用なトラブルを招く原因にもなりかねませんので、ご帰国等を計画されている方は、事前に大使館に連絡、相談の上、必要な手続きをされるようご協力のほどお願いいたします。

ます。

細部は「ご帰国のために空港へ向かわれる皆様へ（注意事項）」をご確認ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100026004.pdf>

（２）また、地方都市からご帰国のために首都等に移動される際には、滞在地を出発される４８時間前までに当国外務省等へ通知する必要がありますのでご注意ください。

細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご確認ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf> （以上）